

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年3月16日作成)

法令名	水道法
根拠条項	第35条第1項
処分の概要	水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し
法令の定め	<p>○水道法第35条（認可の取消） 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。</p>
処分基準	上記法令の定めによる。
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号：011-231-4111（内線24-256）ダイヤル011-204-5194)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

法令名	水道法
根拠条項	第36条第1項
処分の概要	水道施設の改善指示
法令の定め	<p>○水道法第36条（改善の指示等） 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要なであると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。</p> <p>○水道法第5条（施設基準） 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 ② 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 ③ 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 ④ 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 ⑤ 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 ⑥ 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p>
処分基準	上記法令の定めによる。
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-256) ダイアルイン011-204-5194)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

法令名	水道法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	簡易専用水道の清掃等の指示
法令の定め	<p>○水道法第36条（改善の指示等） 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>○水道法第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p> <p>○水道法施行規則第55条（管理基準） 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 ① 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。 ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 ④ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p>
処分基準	上記法令の定めによる。
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係 （電話番号：011-231-4111（内線24-256） タクイヤルイン011-204-5194）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年3月16日作成)

法令名	水道法
根拠条項	第38条第1項
処分の概要	水道事業者が地方公共団体以外の者である場合の供給条件の変更認可の申請命令
法令の定め	○水道法第38条(供給条件の変更) 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事項の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。 ※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。
処分基準	上記法令の定めによる。
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号: 011-231-4111 (内線24-256) ファクシミリ011-204-5194)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年3月16日作成)

法令名	水道法
根拠条項	第38条第2項
処分の概要	水道事業者が地方公共団体以外の者である場合の供給条件の変更
法令の定め	<p>○水道法第38条（供給条件の変更） 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事項の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。</p>
処分基準	上記法令の定めによる。
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号：011-231-4111（内線24-256） タ`イ`ル`ン011-204-5194)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm